備考）1　E及びVgは、次の数値を表すものとする。
　　E　：グリル部基準エネルギー消費効率（単位：Wh）
　　Vg：庫内容積（単位：L）
2　「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
3　「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
4　「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
5　「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
6　「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下２桁で四捨五入した数値をいう。
7　グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成18年３月告示第56号の「３エネルギー消費効率の測定方法⑵」による。

表３　ガス調理機器のオーブン部（ガスオーブンを含む）に係る基準エネルギー消費効率算定式

設　置　状　態	オーブン部基準エネルギー消費効率の算定式
卓上又は据置形	E＝18.6Vo＋306
組込形	E＝18.6Vo＋83.3

備考）1　E及びVoは、次の数値を表すものとする。
　　E　：オーブン部基準エネルギー消費効率（単位：Wh）
　　Vo：庫内容積（単位：L）
2　「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
3　「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
4　「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
5　「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下２桁で四捨五入した数値をいう。
6　オーブン部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成18年３月告示第56号の「３エネルギー消費効率の測定方法⑵」による。

⑵　目標の立て方
当該年度のガス調理機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10．照明

10―１　照明器具

⑴　品目及び判断の基準等

蛍光灯照明器具	【判断の基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．Hfインバータ方式器具であること。 イ．エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。
ＬＥＤ照明器具	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率は、器具全体効率で20lm／W以上であること。 ②定格寿命は30,000時間以上であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。
ＬＥＤを光源とした内照式表示灯	【判断の基準】 ①定格寿命は30,000時間以上であること。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

備考）1　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。
①防爆型のもの
②耐熱型のもの
③防じん構造のもの
④耐食型のもの
⑤車両その他の輸送機関用に設計されたもの
⑥40形未満の蛍光ランプを使用するもの（家庭用つりさげ形及び直付け形並びに卓上スタンド用けい光燈器具を除く。）
2　G23口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンドについては、Hfインバータ方式の照明器具とみなすこととする。
3　特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。